

八潮監告示第5号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、八潮市長及び八潮市教育委員会教育長から令和3年度定期監査（令和2年度後期分）の結果に係る措置状況の報告があったため、別紙のとおり公表する。

令和3年8月23日

八潮市監査委員 原 寿 基

八潮市監査委員 服 部 清 二

八潮市監査委員 原 寿 基 様
八潮市監査委員 服 部 清 二 様

八潮市長 大 山 忍

令和3年度定期監査（令和2年度後期分）の指摘事項について（通知）

令和3年7月16日付け八潮監発第48号により提出された令和3年度定期監査（令和2年度後期分）の指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

(1) 伝票関係

① 旅費について

- ・普通旅費において、鉄道賃の請求誤りにより支給額を誤っているものが認められた。
(道路治水課)

(2) 会計年度任用職員等関係

① 会計年度任用職員の報酬・給料について

- ・出勤簿の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。
(社会福祉課)
- ・データの入力誤りにより支給額を誤っているものが認められた。
(市民税課)
- ・欠勤の計算誤りにより支給額を誤っているものが認められた。
(保育課)

② 会計年度任用職員の費用弁償について

- ・出勤簿の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。
(やしお生涯学習館)
- ・データの入力誤りにより支給額を誤っているものが認められた。
(保育課)

③ 会計年度任用職員の時間外勤務について

- ・時間外勤務の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。
(社会福祉課、保育課)

④ 会計年度任用職員の期末手当について

- ・期末手当の基礎額の算定誤り(勤務時間の集計)により支給額を誤っているものが認められた。
(人権・男女共同参画課、保育課)

2 措置内容

別紙「令和3年度定期監査(令和2年度後期分)措置事項報告書」のとおり

令和3年度定期監査（令和2年度後期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
<p>(1) 伝票関係</p> <p>① 旅費について</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通旅費において、鉄道賃の請求誤りにより支給額を誤っているものが、認められた。 	<p>直接帰宅する場合の旅費の復路の金額については、「目的地から勤務地までの額」と「目的地から居住地までの額」を比較し、安価な方を支給するとなっていることを失念してしまい、出張命令票の請求額を誤ってしまったこと及び課内での確認が漏れてしまったため、その差額分を多く支給してしまいました。</p> <p>対象職員へは説明のうえ、令和3年5月12日に精算しました。</p> <p>今後は、出張命令票の記入方法について指導を徹底するとともに課内でのチェック体制の強化を図ってまいります。</p> <p>(道路治水課)</p>
<p>(2) 会計年度任用職員等関係</p> <p>① 会計年度任用職員の報酬・給料について</p> <ul style="list-style-type: none"> 出勤簿の集計誤りにより支給額を誤っているものが、認められた。 データの入力誤りにより支給額を誤っているものが、認められた。 	<p>会計年度任用職員給料について、日割計算のところを誤ってひと月分の支給をしてしまいました。対象職員へ説明の上で返還を依頼し、令和3年5月6日に精算しました。</p> <p>今後はチェック体制の強化に努めてまいります。</p> <p>(社会福祉課)</p> <p>会計年度任用職員報酬について、欠勤届を提出されていたにもかかわらず、欠勤日分を減額せずに支給してしまいまし</p>

<p>・ 欠勤の計算誤りにより支給額を誤っているものが、認められた。</p> <p>② 会計年度任用職員の費用弁償について</p> <p>・ 出勤簿の集計誤りにより支給額を誤っているものが、認められた。</p> <p>・ データの入力誤りにより支給額を誤っているものが、認められた。</p>	<p>た。対象職員へ説明のうえ、令和3年4月21日に精算しました。</p> <p>　　今後は、出勤簿の記載事項の確認について指導を徹底するとともに支払事務のチェック体制の強化に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(市民税課)</p> <p>欠勤時間の計算誤りについては、確認が不十分であったため、支給誤りが生じました。対象職員に対しては内容を説明のうえ、令和3年4月15日に精算しました。</p> <p>　　今後は複数人によるチェックを徹底するなど再発防止に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(保育課)</p> <p>会計年度任用職員の費用弁償について、突発的に生じた特別休暇を勤務日と集計し、100円の過払いとなってしまいました。</p> <p>　　そのため、対象職員へ説明をしたうえで、令和3年3月31日に100円を戻入しました。</p> <p>今後は、出勤簿を複数の職員で再度見直して、入念にチェックするように努めてまいります。　　(やしお生涯学習館)</p> <p>データ入力誤りについては、確認が不十分であったため、支給誤りが生じました。対象職員に対しては内容を説明のうえ、令和3年4月15日に精算しました。</p> <p>　　今後は複数人によるチェックを徹底</p>
---	--

<p>③ 会計年度任用職員の時間外勤務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外勤務の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。 <p>④ 会計年度任用職員の期末手当について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期末手当の基礎額の算定誤り（勤務時間の集計）により支給額を誤っているものが認められた。 	<p>するなど再発防止に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(保育課)</p> <p>該当の会計年度任用職員に出勤簿を確認してもらったところ、記入誤りであったことが判明し、令和3年5月6日に出勤簿を訂正しました。また、記入誤りであったため支給額は適正でした。</p> <p>今後はシフト表と出勤簿の突合を念入りに行い、再発防止に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(社会福祉課)</p> <p>時間外勤務時間の集計誤りについては、確認が不十分であったため、支給誤りが生じました。対象職員に対しては内容を説明のうえ、令和3年5月14日に精算しました。</p> <p>今後は複数人によるチェックを徹底するなど再発防止に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(保育課)</p> <p>本指摘事項は、会計年度任用職員の欠勤時間分を基礎額に含まないものと誤解釈したため、算定を誤ったものです。算定誤りによる未払い分は、3月15日に追加支給しました。今後は総務人事課への確認を怠らず、算定誤りがないよう注意します。</p> <p style="text-align: right;">(人権・男女共同参画課)</p> <p>期末手当の計算誤りについては、確認が不十分であったため、支給誤りが生じました。対象職員に対しては内容を説明のうえ、令和3年4月15日に精算しました。</p>
--	---

今後は複数人によるチェックを徹底
するなど再発防止に努めます。

(保育課)

八潮教総収第379号
令和3年8月18日

八潮市監査委員 原 寿基 様
八潮市監査委員 服部 清二 様

八潮市教育委員会
教育長 井上 正人

令和3年度定期監査（令和2年度後期分）の指摘事項について（通知）

令和3年7月16日付け八潮監発第48号により提出された令和3年度定期監査の指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

会計年度任用職員関係

データの入力誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（学務課、指導課）

出勤簿の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（文化財保護課）

データの入力誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（指導課）

時間外勤務の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（指導課）

期末手当の基礎額の算定誤り（勤務時間の集計）により支給額を誤っているものが認められた。（学務課、指導課）

2 措置内容

別紙「令和3年度定期監査（令和2年度後期分）措置事項報告書」のとおり

令和3年度定期監査措置事項報告書【令和2年度後期分】

指摘事項	措置状況
<p>(2) 会計年度任用職員等関係</p> <p>① 会計年度任用職員の報酬・給料について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データの入力誤りにより支給額を誤っているものが認められた。(学務課) ・データの入力誤りにより支給額を誤っているものが認められた。(指導課) <p>② 会計年度任用職員の費用弁償について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。(文化財保護課) ・データの入力誤りにより支給額を誤っているものが認められた。(指導課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員3名の報酬・給料について、令和2年10月分の報酬について、勤務時間の集計の誤りにより、未払いが生じました。 本人に誤りを伝えるとともに、5月の支払時に未払い分を支給しました。 指摘内容については、課内全職員で共有し、再発防止に努めます。(学務課) ・会計年度任用職員である語学指導補助員(学校支援員)1名のリフレッシュ休暇取得分(1日=4時間勤務)の報酬(時間給)について、データの入力誤りにより未払いが生じました。 【誤】1,080円×76時間=82,080円 【正】1,080円×80時間=86,400円 本人に誤りを伝え、未払い報酬(4,320円)と遅延利息(69円)を支給しました。(指導課) ・会計年度任用職員1名の令和2年11月分の費用弁償について、勤務日数の集計誤りにより過払いが生じました。 本人に誤りを伝えて過払い分を徴収し、返金しました。 指摘内容については、課内全職員で共有し、再発防止に努めます。(文化財保護課) ・語学指導補助員(学校支援員)1名の費用弁償について、データの入力誤りにより1日分の未払いが生じました。

<p>③ 会計年度任用職員の時間外勤務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。(指導課) <p>④ 会計年度任用職員の期末手当について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期末手当の基礎額の算定誤り（勤務時間の集計）により支給額を誤っているものが認められた。(学務課) 	<p>【誤】 200 円×19 日=3,800 円</p> <p>【正】 200 円×20 日=4,000 円</p> <p>本人に誤りを伝え、未払い分（200 円）を支給しました。(指導課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員である少人数指導補助教員（補助教員）は、週 35 時間勤務（一日 7 時間×週 5 日）だが、土曜日に授業参観があり、同一週内の勤務時間が週 42 時間（一日 7 時間×週 6 日）になってしまいました。本来、週 38.75 時間を超過した 3 時間分（3.25 時間のうち 0.25 時間は 30 分に満たないため切り捨て）は、割増分として 25/100 を支給しなければならないが、集計誤りにより 2 名分が未払いとなっていました。 <p>本人たちに誤りを伝え、割増分の未払い報酬（969 円）と遅延利息(15 円)と（13 円)をそれぞれ支給しました。</p> <p>※当初の報酬支給日が違うため、遅延利息の金額に差が生じています。(指導課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員 6 名の期末手当について、1 名は、上記①の指摘事項の報酬額の誤り及び欠勤時数を基礎額に含めなかったことにより、期末手当支給額に未払いが生じました。他の 5 名は、欠勤時数を基礎額に含めなかったことにより支給額を誤り、未払いが生じました。 <p>本人に誤りを伝えるとともに、5 月の支払時に未払い分を支給しました。</p> <p>指摘内容については、課内全職員で共有し、再発防止に努めます。(学務課)</p>
--	---

<p>・ 期末手当の基礎額の算定誤り（勤務時間の集計）により支給額を誤っているものが認められた。（指導課）</p>	<p>・ 会計年度任用職員 3 名【(i) 語学指導補助員、(ii) 少人数指導補助教員、(iii) 学習指導員】の期末手当について、(i) は①の指摘事項及び措置状況に記したとおり、報酬額の誤りにより期末手当支給額についても未払いが生じました。また、期末手当の基礎額を算定する際に、(ii) は欠勤 7 時間を誤って 1 時間として計算し、(iii) は欠勤 4 時間を含めずに勤務時間を集計したため未払いが生じました。</p> <p>本人たちに誤りを伝え、それぞれに未払い分の期末手当【(i) 900 円、(ii) 1,549 円、(iii) 930 円】と遅延利息【(i) 12 円、(ii) 21 円、(iii) 13 円】を支給しました。</p> <p>全ての指摘内容については、課内全職員で共有し、再発防止に努めます。</p> <p>(指導課)</p>
---	--